

はじめに

鳥取市は、平成11年8月に初めて「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定して以降、数次にわたってプランを策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んでまいりました。また、平成16年10月には「男女共同参画都市とっとり宣言」を行い、この自然豊かなまち「とっとり」で、だれもが幸せに暮らしていけるよう、すべての人々の人権尊重と男女共同参画のまちづくりを発信し続けています。

これらの取組の成果もあり、令和元年度に本市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果を見ると、性別による固定的役割分担意識について、反対意見が、10年前に比べて12.6ポイント増え55.6%となり、男女共同参画に対する理解は進んできているといえます。

しかし、社会的慣習や風潮などにより社会のさまざまな分野において「男性の方が優遇されている」と感じている人や、家事・育児・介護を女性の役割と考える人がまだまだ多く、依然として課題が残されています。また、男女共同参画に関する新たな関係法令の施行や重要課題の検討など、国の動きが加速していることを踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を、さらに実効性の高いものとするため、「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」を策定いたしました。

このプランでは、社会情勢の変化や本市における課題を踏まえ、4つのテーマと9つの目標を定めるとともに、男女共同参画を推進するため重点的に取り組む項目を設定し、さまざまな課題に対応しながら、その取組を加速させます。主な重点項目の、「子どもの頃からの男女平等の推進」「男性の家事・育児・介護への参画促進」「企業における取組の推進」などに加え、新たに「女性の視点を取り入れた災害対応力の強化」を位置付け、『男女共同参画都市・とっとり』の実現に向けてさまざまな施策に取り組むことといたしました。

今後も、市民、事業者及び関係機関の皆さまとの連携や協働により、本市の男女共同参画を着実に推進してまいりたいと存じますので、より一層のご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

鳥取市長 深澤義彦

目 次

第1章 プランの策定に当たって	1
1 男女共同参画とは.....	1
2 男女共同参画社会の実現に向けた社会的背景.....	1
3 本市の動きとプラン策定の趣旨.....	2
4 プランの期間	3
5 プランの位置付け.....	3
第2章 男女共同参画推進に向けた本市の状況	4
1 人口等の状況	4
2 就業の状況	6
第3章 意識調査の概要.....	8
1 調査の実施について	8
2 調査の結果について	8
第4章 プランの基本的な考え方	11
1 基本理念	11
2 施策体系	11
3 各テーマにおける目標	12
第5章 プランの展開	17
テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	
目標1 男女共同参画への理解促進.....	17
目標2 子どもの頃からの男女平等の推進	18
テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画	
目標3 働く場における女性の活躍推進	18
目標4 地域・社会活動における男女共同参画の推進	20

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶…「DV防止法」に定める市町村基本計画

目標5 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備..... 21

目標6 被害者に対する支援の推進..... 21

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

目標7 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援..... 22

目標8 だれもが安心して暮らせるまちづくり..... 23

目標9 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進..... 24

第6章 プランの推進と点検・評価..... 26

1 プランの推進..... 26

2 プランの点検・評価..... 26

参考資料 27

1 諮問書・答申書..... 27

2 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿..... 28

3 鳥取市男女共同参画審議会検討経過..... 29

4 鳥取市男女共同参画推進条例..... 29

5 男女共同参画都市宣言..... 33

6 本市のこれまでの取組..... 34

7 世界、日本、鳥取県のこれまでの動き..... 35

8 関係法令..... 38

9 用語解説..... 56

第1章 プランの策定に当たって

1 男女共同参画とは

男女共同参画（Gender equality）は、英語を直訳すると、ジェンダーの平等を意味します。では、ジェンダーとは何でしょうか？

ジェンダー（gender）は、一般的に社会的性別とも言われ、「男らしさ」や「女らしさ」についてのイメージや意識、考え方のことを指します。これは、服装や髪形などのファッションから、言葉遣い、職業選択、家庭や職場での役割や責任の分担にも及び、さらに、人の心の在り方や、コミュニケーションの仕方にまで反映されます。

男女共同参画とは、「男だからこうあるべき」とか「女だからこうあるべき」といった考え方によって、その人の生き方や行動を制限されることなく、男女がよきパートナーとしてお互いに尊重しあい、性別に関わらず、さまざまな生活の場面で、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できるようにすることです。

「男は仕事、女は家庭」に代表されるような「男性（女性）とはこういうもの（こうあるべき）」といった考え方は、自分だけでなく周りの人々の生き方や行動を制限し、それぞれが持つ個性や能力を発揮しづらくさせてしまう可能性があるのです。

例えば、「女性だから、家事や育児が得意でなければ、ダメだ」とか、「男性だから仕事をして家族を養うのが、あたり前だ」などと言われてしまう社会はどうか？

一人ひとりが自分のこととして考え行動することが、男女共同参画を進める第一歩です。

2 男女共同参画社会の実現に向けた社会的背景

男女共同参画社会とは「だれもが、互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る社会」です。

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み人口減少社会となった我が国において社会の多様性と活力を高め、我が国の経済を力強く発展させる観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、国は、社会全体で取り組むべき最重要課題として位置付けています。

国際的には、平成27（2015）年に、国連が提唱した「SDGs（持続可能な開発目標）」の1つとして“ジェンダーの平等”が掲げられ、すべての女性と女兒に対する差別や暴力をなくすこと、介護や家事などの無償労働を認識・評価すること、また意思決定における女性の参加とリーダーシップの機会を確保することなど、さまざまな視点から男女平等に向けた取組が積極的に進められています。

我が国では、平成27（2015）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律※1（以下、「女性活躍推進法」といいます。）」が成立し、同年12月には「第4次男女共同参画基本計画※2」が策定されました。また、平成30（2018）年7月には「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律※3」が成立するなど、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス※4（仕事と生活の調和）の推進に向けた取組が進められています。

さらに、「第5次男女共同参画基本計画」の策定を控えた令和2年7月に「女性活躍加速のための重点方針2020」を決定し、女性活躍の輪を一層広げていくことを目指すなど、男女共同参画社会の実現をさらに加速させる取組を進めています。

3 本市の動きとプラン策定の趣旨

本市においては、平成11（1999）年8月に初めて「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」を策定して以降、数次にわたってプランを策定し、男女共同参画社会を実現するための施策に取り組んできました。この間、男女共同参画に関する新たな関係法令の施行や重要課題を検討する専門調査会の開催など、国の動きが加速していることを踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を、さらに実効性の高いものとするため、第3次かがやきプランの計画期間満了に伴い、新たに「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」（以下、「本プラン」といいます。）を策定します。

-
- ※ 1 自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取組等を規定した。
 - ※ 2 男女共同参画社会基本法に基づき、令和7年度末までの「基本的な考え方」と、令和2年度末までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた。
 - ※ 3 それぞれの事情に応じた多様な働き方をを選択できる社会の実現を目指して、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。
 - ※ 4 仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。

4 プランの期間

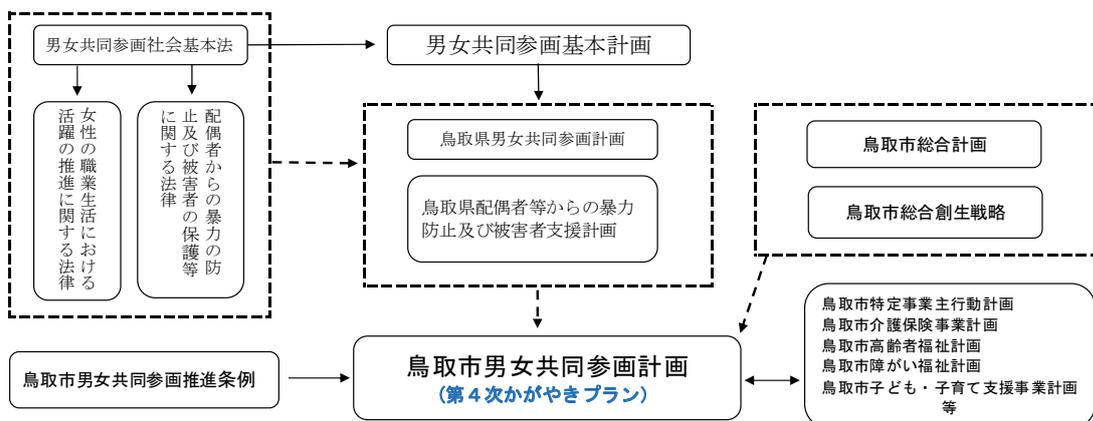
本プランは、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等によっては、期間中であっても取組内容等を見直す場合があります。

5 プランの位置付け

本市では、平成14（2002）年に「鳥取市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民、事業者等が協力して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進する取組を進め、男女共同参画社会の実現を目指しています。

本プランは、「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※1（以下、「DV防止法」といいます。）」などに基づき策定される国や県の計画を勘案して策定するとともに、プランの一部を「女性活躍推進法」第6条第2項における市町村推進計画及び、「DV防止法」第2条の3第3項における市町村基本計画として位置付けることとしました。（P.11参照）

また、本市が別に策定する「鳥取市総合計画」をはじめ、子育て支援を総合的に取り組むための「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」、高齢者が安心して暮らしていけることができるよう取り組むための「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進するための「鳥取市障がい福祉計画」や「鳥取市障がい児福祉計画」など、ほかの計画との整合性も図っていきます。



※ 1 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者の対象は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの暴力被害者、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係（元交際相手も含む。）にある者からの暴力被害者。

第2章 男女共同参画推進に向けた本市の状況

1 人口等の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は、少子・高齢化に伴い、平成17(2005)年の国勢調査人口20万1,740人をピークに減少傾向となっています。さらに、令和3年3月に改定を予定している鳥取市人口ビジョン※1の人口の将来展望では、令和12(2030)年に17万7,621人まで減少すると見込んでいます。

また、世帯数は、過去の推移から令和7(2025)年には7万6,037世帯、1世帯あたりの世帯人員は2.40人程度になると予測され、今後もさらに核家族化が進み、特にひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加すると見込んでいます。



資料：人口及び世帯数は、平成17年～平成27年は国勢調査、令和2年以降は「鳥取市人口ビジョン」の人口等の将来展望。

※()は1世帯あたりの構成員数。

※1本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。(令和3年3月改訂予定)

(2) 人口動態

出生と死亡の差から見る自然動態は、少子・高齢化により近年マイナスで推移しています。さらに、転入・転出者の差から見る社会動態についても、就職や進学による若者の大都市圏への流出によって転入者数を転出者数が上回り、マイナスが続いています。



資料：鳥取県人口移動調査（年報）（鳥取県公表）

(3) 女性相談の状況

女性からの育児や家庭内での困りごとなどに関する相談件数は、増加傾向にあります。また、DVなど女性に対する暴力に関する相談件数も増えており、平成30年度は、前年度より120件も多く相談が寄せられています。

(件)

		平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
内容	DVに関する 相談	173	235	147	271	391
	その他の相談	899	927	919	850	927

※家庭・女性相談の実績／鳥取市こども家庭相談センター（H29以前は、こども家庭課）より

2 就業の状況

(1) 就業構造

本市の産業別就業者構成比をみると、平成27（2015）年では第1次産業の割合が5.6%、第2次産業が20.5%、第3次産業が69.7%となっています。

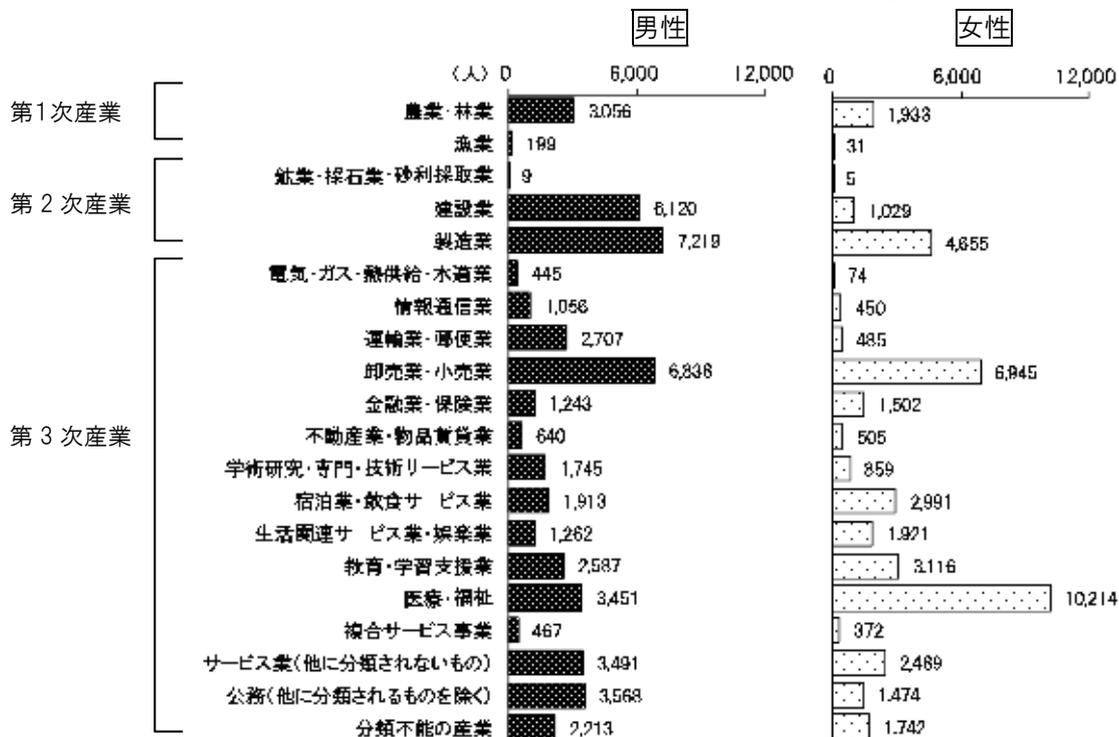
また、産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「製造業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」「宿泊業、飲食サービス業」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



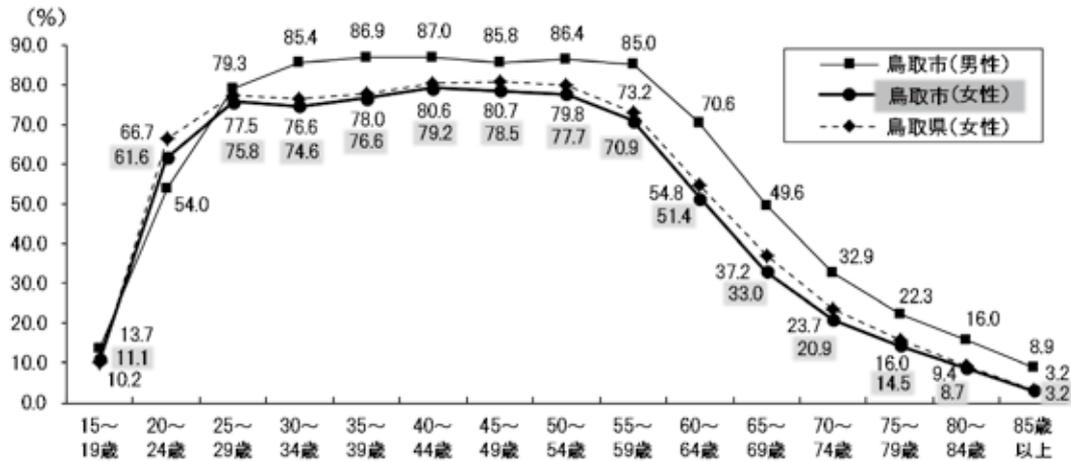
資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(2) 年齢別就業率

本市における女性の就業率は、平成 22（2010）年に比べ全体的に増加しており、共働き世帯が増えていることがうかがえます。

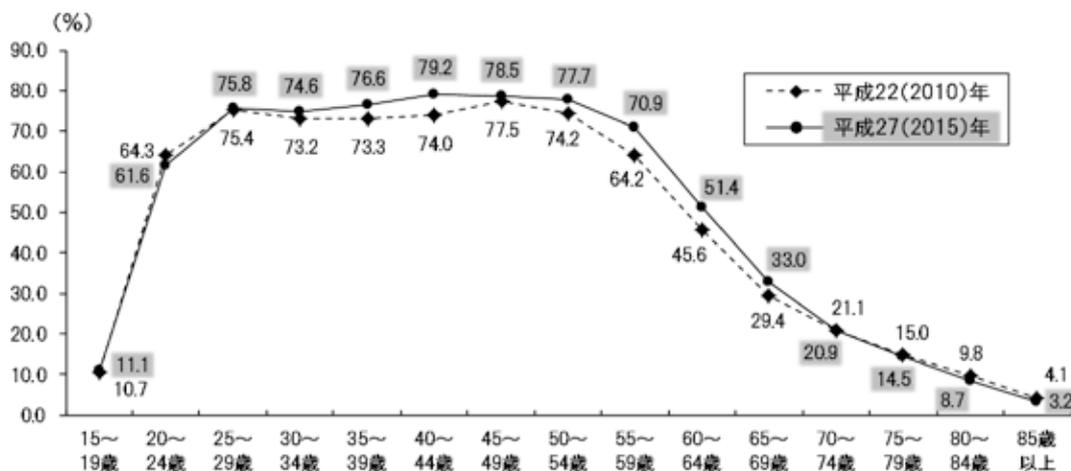
また、本市では「M字カーブ※1」の傾向はほとんどみられず、5年前と比較して、着実に女性の社会参加が進んでいます。

【年齢別就業率（県比較）】



資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

【女性の年齢別就業率（経年比較）】



資料：国勢調査(平成 22(2010)年、平成 27(2015)年)

※1 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば 30 歳代前半を谷とし、20 歳代後半と 30 歳代後半が山になるアルファバットのMのような形になること。

第3章 意識調査の概要

1 調査の実施について

市民の男女共同参画に関する意識や、市内企業の男女共同参画の実態について把握し、課題や効果等について検証するとともに、今後の施策及び新たなプランの基礎資料とするため意識調査を実施しました。

◆男女共同参画に関する市民意識調査

	平成21（2009）年度	平成26（2014）年度	令和元（2019）年度
調査期間	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	20歳以上の市民2,000人 (男女1,000ずつ)		18歳以上の市民2,000人 (男女1,000ずつ)
対象者区分	20歳代、30歳代、40歳代、 50歳代、60歳代、70歳以上（6区分）		10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代、 60歳代、70歳以上（7区分）
回答者数	1,105人	776人	709人
回収率	55.25%	38.8%	35.5%

◆企業における男女共同参画に関する調査

	平成21（2009）年度	平成26（2014）年度	令和元（2019）年度
調査期間	11月～12月		
調査方法	郵送による配布、回収		
調査対象	市内の常用雇用者10人以上の事業所500社 鳥取商工会議所の企業名簿より 無作為抽出		鳥取市に法人登録している企業より 無作為抽出
対象者区分	①建設業、②製造業、③電気・ガス・水道業、④運輸・通信業、⑤卸売・小売業、飲食業、 ⑥金融・保険業、⑦不動産業、⑧サービス業、⑨その他		
回答者数	267社	198社	194社
回収率	53.4%	39.6%	38.8%

2 調査の結果について

(1) 固定的な性別役割分担について「男は仕事、女は家庭」という考え方について。

◆同感、どちらかといえば同感 (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	10.9	13.8	9.1
平成26年度	17.3	20.5	15.1
平成21年度	21.7	27.6	17.3

◆反対、どちらかといえば反対 (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	55.6	53.1	59.1
平成26年度	50.0	48.3	51.0
平成21年度	43.0	40.7	44.8

(2) 10年前に比べて男女平等が進んだと思いますか。

◆大いに進んだ、やや進んだ (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	69.1	74.2	65.0
平成26年度	53.0	62.7	45.5
平成21年度	60.0	64.9	56.4

◆あまり進んでいない、全く進んでいない (%)

	全体	男性	女性
令和元年度	17.5	13.8	20.9
平成26年度	35.1	27.8	41.0
平成21年度	30.0	23.7	34.6

(3) 次のような分野において、男女の地位が平等になっていると思いますか。

※複数回答可

◆男性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば男性の方が優遇されている (%)

	社会的慣習 や風潮	社会生活 全体	職場	家庭生活	地域・社会 活動の場	法律や制 度上	学校教育 の場
令和元年度	64.9	57.2	58.1	56.0	46.0	41.2	15.4
平成26年度	63.7	56.5	63.7	56.7	47.1	36.2	15.8
平成21年度	64.7	57.3	62.0	59.1	40.8	32.6	12.3

(4) 女性が仕事を続けていく上で支障となっていると思いますか。

◆あてはまる、どちらかといえばあてはまる (%)

	乳幼児の 養育	家族の介 護	子どもの 教育	自分の健 康の問題	職場の条件 や制度	セクシュアル ハラスメント	その他ハラ スメント
令和元年度	84.2	72.5	72.3	60.1	68.5	50.3	52.9
平成26年度	82.2	72.2	69.6	57.0	67.5	40.4	46.3
平成21年度	85.4	74.5	71.3	57.5	67.7	38.3	—

(5) 家族のなかで子育てを、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

◆好ましい、止むを得ない (%) ◆好ましくない (%)

	◆好ましい、止むを得ない (%)			◆好ましくない (%)		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
令和元年度	62.1	57.4	65.8	18.2	16.1	19.9
平成26年度	73.5	70.7	75.2	12.6	12.2	13.0
平成21年度	65.2	61.4	67.6	23.0	23.5	22.8

(6) 家族のなかで介護を、主に女性が担うことについてどのように思いますか。

◆好ましい、止むを得ない (%) ◆好ましくない (%)

	◆好ましい、止むを得ない (%)			◆好ましくない (%)		
	全体	男性	女性	全体	男性	女性
令和元年度	47.9	47.4	49.0	30.5	24.2	34.9
平成26年度	60.5	58.4	62.1	21.9	22.0	22.2
平成21年度	50.7	48.9	51.9	37.4	34.3	39.8

(7) 家事・育児・介護をしている時間の合計(1日あたり)

(%)

		全体	男性	女性
		令和元年度	30分未満	14.2
令和元年度	30分～1時間	17.9	31.5	8.7
	1～2時間	25.2	21.4	27.6
	2時間以上	36.1	6.9	56.0
	平成26年度	30分未満	21.6	45.5
平成26年度	30分～1時間	18.4	26.9	11.9
	1～2時間	22.3	14.3	27.9
	2時間以上	34.4	7.7	54.3
平成21年度	—	—	—	—

(8) 配偶者、恋人などからの暴力を受けた人の割合。

◆DVを直接受けたことがある (%)				◆親戚や友人にDVを受けた人がいる。又は、受けた本人から相談されたことがある。 (%)			
	全体	男性	女性		全体	男性	女性
令和 元年度	8.3	4.4	11.6	令和 元年度	8.7	8.7	8.8
平成26年度	6.4	1.8	9.6	平成26年度	9.8	6.5	12.4
平成21年度	6.7	2.6	9.7	平成21年度	8.5	6.5	9.6

(9) DVについて相談できる窓口について知っている機関がありますか。

※複数回答可 (%)

	警察	鳥取市役所	弁護士・法テラス等	福祉相談センター	地域の相談機関(人権擁護委員等)	鳥取市人権福祉センター	鳥取県男女共同参画センター
令和 元年度	61.1	26.9	21.0	19.8	16.9	15.0	12.6
平成26年度	59.3	22.0	20.1	20.1	13.3	16.9	11.1
平成21年度	-	-	-	-	-	-	-

(10) 従業員への男女共同参画に関する研修等の実施状況。【企業】

◆男女共同参画に関する研修の実施について (%)

	社外研修参加	社内研修実施	何もしていない
令和 元年度	20.6	7.7	70.6
平成26年度	27.3	7.1	66.2
平成21年度	35.6	5.2	56.2

◆女性の能力を開発・向上するための機会について (%)

	設けている	設けていない
令和 元年度	24.2	69.1
平成26年度	37.4	60.6
平成21年度	29.2	65.2

(11) 女性の登用を推進するうえでの問題点について【企業】

※複数回答可 (%)

	家庭(家事・育児等)の負担を考慮する必要がある	時間外勤務(深夜勤務)をさせにくい	女性は昇格や管理職になることを希望しない	男性職員の認識や理解が不十分	問題はない
令和 元年度	50.0	22.2	21.1	4.1	23.2
平成26年度	58.1	34.8	-	9.1	18.7
平成21年度	53.6	34.5	-	6.7	27.3

第4章 プランの基本的な考え方

1 基本理念

だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、また自立した個人として、その個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画都市・とっとり」の実現を目指します。

2 施策体系

本プランでは、4つのテーマと9つの目標を定め、基本理念の実現を目指します。

また、男女共同参画を推進するため重点的に取り組む項目を設定し、さまざまな課題に対応しながら、その取組を加速させます。

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】男女共同参画への理解促進

- (1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動
- (2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援
- (3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上【重点項目】

【目標2】子どもの頃からの男女平等の推進

- (1) 家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず個性を伸ばす施策の実施
- (2) 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施【重点項目】

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり…「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】働く場における女性の活躍推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの理解と取組の推進
- (2) ライフステージに応じた育児・介護支援の充実
- (3) 男性の家事・育児・介護への参画促進【重点項目】
- (4) 女性の職域拡大と管理職への登用の促進【重点項目】
- (5) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保
- (6) 農林水産業や商工業等に女性が参画しやすい環境の整備

【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進
- (2) 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶…「DV防止法」に定める市町村基本計画

【目標5】男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

- (1) 性犯罪・性暴力を許さない環境整備【重点項目】
- (2) 暴力の防止に向けた関係機関の連携

【目標6】被害者に対する支援の推進

- (1) 被害者が安心して相談できる体制づくり【重点項目】
- (2) いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】 乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

- (1) 生涯を通しての健康づくり
- (2) 地域包括ケアシステムの充実

【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

- (1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援
- (2) 外国人住民等への支援
- (3) 性的マイノリティに関する理解促進【重点項目】

【目標9】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

- (1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進
- (2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化【重点項目】

3 各テーマにおける目標

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】 男女共同参画への理解促進

意識調査の結果を見ると、本市では、「男は仕事、女は家庭」という考え方（以下「性別による固定的役割分担意識」といいます。）について、反対意見が、10年前から12.6ポイント増え55.6%となり、一定の成果は見えますが、依然として女性に比べて男性の割合が低い状況が続いています。また、男女の地位について、依然として半数以上の方が、社会的慣習や風潮、職場、家庭生活などにおいて、男性の方が優遇されていると感じています。（P.8、P.9参照）

このため、だれもが性別にかかわらず個人として尊重され、また自立した個人として、その個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、男女共同参画への理解と共感を高める取組の強化が必要です。

また、この取組を進める上で有効となるメディアを使った情報提供や啓発に当たっては、情報を受ける側がメディア（テレビ、新聞、インターネット等）からの情報をしっかりと見極めて、使いこなす能力（メディアリテラシー※1）を身につけることが重要となります。

※1 メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

【目標2】 子どもの頃からの男女平等の推進

性別による固定的役割分担意識や、「男らしさ、女らしさ」のような性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みなどは、その人に与えられた環境や意識付けなどにより擦り込まれている可能性があり、性別に関わりなくだれにも存在すると考えます。

本市においても、性別による固定的役割分担意識や、社会的慣習や風潮などによる性差に関する固定観念等があり、まだまだ男女平等の意識が進んでいるとは言えません。

子どもの頃から男女共同参画について学ぶとともに、家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組を推進します。

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり …「女性活躍推進法」に定める市町村推進計画

【目標3】 働く場における女性の活躍推進

人口減少や少子高齢化が進む中で、働き方や暮らし方、家族のあり方も多様化しています。年齢別就業率を見ても、本市は共働き世帯が多く女性就業率が高い状況にあります。また、意識調査の結果を見ると、子育てや介護は女性の役割だと考える人の割合は男女ともに高く、家事・育児・介護をしている時間は、男性より女性のほうが圧倒的に多い状況です。（P.9 参照）

仕事のみを優先した生き方や、長時間労働等を前提とした働き方は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を阻むものです。それぞれの事情（育児や介護など）に応じた多様で柔軟な働き方の実現や、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を行うことで、雇用や生活が安定し、だれもが暮らしやすい社会の実現に繋がるものと考えます。

このため、働き方改革を推進するとともに、企業に対して女性の職域拡大及び管理職への登用について働きかけるなど、女性が活躍できる職場環境づくりに取り組みます。

【目標4】 地域・社会活動における男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化など社会情勢が大きく変化する中で、全国の多くの自治体において住民主体のまちづくりの推進が課題となっています。

本市においても、各地域の実態や課題、住民ニーズに応じて、それぞれの地域にあった住民主体のまちづくり事業を展開していく必要がありますが、展開に当たっては、その活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割が固定化することのないよう留意することが大切です。

このため、多様な主体※1が連携・協働しながら地域の課題を解決できるよう、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりなど、男女共同参画の視点を反映する取組を推進します。

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 …「DV防止法」に定める市町村基本計画

【目標5】 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

DV※2など女性に対する暴力は、配偶者など親密な間柄で起こる暴力であるため潜在化しやすく、被害が深刻化する恐れがあります。暴力を生み出す背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、社会的・構造的問題があると言われています。また、全国的にICT（情報通信技術）の進化やSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、その被害が多様化している現状があります。

DVのない社会を実現するためには、DVに関する正しい理解を深め、重大な人権侵害であることの認識を深めるための教育や啓発を推進し、DVを根絶する意識を醸成することが必要です。

本市においても、この5年間でDVを直接受けたことがある人の割合は増えており、男性より女性が暴力を受けている割合が高い状況です。（P.10 参照）また、DVなど女性に対する暴力に関する相談件数は、年々増加しています。（P.5 参照）

このため、その根絶に向けて国・県・警察など関係機関及び地域と連携した取組を進めるとともに、DV被害者を発見した場合の通報等について広く周知するなど、だれもが、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育や啓発を推進します。

【目標6】 被害者に対する支援の推進

被害者が安心して社会生活を営むためには、被害者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな自立までの支援を行うことが重要です。DVについての相談や支援を行うため、県の婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターなどと相互連携するとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談窓口の情報や、24時間受付体制、多彩なツールでのコミュニケーション方法の周知が必要です。

このため、SNS相談やメール相談、オンライン面談、手話など、多様な相談方法の提供ができるよう、国や県など関係機関と連携しながら取組を進めていきます。

※1 鳥取市自治基本条例における市民及び市のこと。「市民」とは、市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいい、「市」とは議会及び執行機関をいう。

※2 ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

男女がお互いの身体的特性を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提となるものです。

また、ライフステージに応じた心身の健康を維持することは、生涯を通じて、だれもが生き生きと活躍するために大切ですが、特に、女性は妊娠・出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面する可能性があります。

このため、安心して妊娠・出産・子育てができるための切れ目のない支援や、女性特有の健康づくりを推進する必要があります。

さらに、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、健康寿命の延伸に向けた取組や、医療、介護、生活支援などの包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の充実・強化に向けた取組を推進します。



【目標8】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

全国的に、社会的孤立やひきこもり、生活困窮、8050問題※1など、個人や世帯の抱える生活課題は複雑化し、さらに外国人住民の増加に伴う社会的ニーズ※2の多様化も予想されています。また、多様な性※3について正しい知識がないため、当事者は生きづらさを感じ周囲の人たちも対応に困ることがあります。

本市においても、高齢者や子ども、障がい者、生活困窮者、ひとり親家庭、外国人住民等が安心して暮らすことが出来るよう支援を行う必要があります。また、性的マイノリティ（LGBT※4）であることを理由に困難な状況に置かれている人への偏見や差別をなくし、だれもが自分らしく生きることのできる社会づくりを進めることが重要です。

このため、各種支援事業や福祉サービス、自立支援などを行うとともに、性的マイノリティについて正しい知識を持つ理解者を増やす取組を行います。

【目標9】 男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

日本各地で地震や台風などの大規模な自然災害が頻発しているなか、阪神淡路大震災・東日本大震災等、過去の災害経験によると、大規模災害においては、特に女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

本市においても、防災に関する平常時の備えや避難生活、復旧・復興など、各段階において、女性が主体的な担い手であることを認識し、女性の視点からの防災・復興の取組を進め、地域の災害対応力の強化を図る必要があります。

このため、市民や地域、各関係機関が連携し、災害から自らの生命と財産を守る地域づくりを進めるとともに、その過程において、女性の視点も取り入れた取組を推進します。

※1 高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。

※2 日本語教育の充実や多言語化による外国人住民とのコミュニケーション支援、居住・教育・労働・防災など日常生活における支援、また、外国人住民への理解を深める意識啓発など、様々な分野において必要なこと。

※3 性のあり方には、身体の性以外にも様々な要素があり、大きく4つの要素（身体の性別、性自認、性的指向、表現する性別）から成り立っている。その組み合わせによって様々なセクシュアリティ（性のあり方）が形作られており、性的マイノリティ（LGBT）や性的指向と性自認（SOGI「ソジ」）などの用語がある。

※4 性的指向（Lesbian女性の同性愛者、Gay男性の同性愛者、Bisexual両性愛者）や、性自認（Transgender「身体の性」と「心の性」が一致しない人）の頭文字を組み合わせた言葉。

第5章 プランの展開

テーマ1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

【目標1】 男女共同参画への理解促進

(1) 男女共同参画に関する理解と共感を高めるための普及啓発活動

具体的な取組	内容	担当課
若い世代へ向けた普及啓発の促進 【新】	LINE 等を活用したアンケート調査を実施するなど、男女共同参画社会の実現に向けて若い世代の意見を取り入れるとともに、学生などによる意見交換会を実施し、男女共同参画の意識啓発を図ります。	男女共同参画課 政策企画課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座や情報提供の充実	男女共同参画に関する理解と共感を高めるため、ニーズに沿った講座の開催による啓発促進や、図書の貸し出しなどによる情報提供の充実を図ります。	男女共同参画センター

(2) 男女共同参画に関する地域活動や社会活動をおこなっている団体への支援

具体的な取組	内容	担当課
男女共同参画の視点に立った研修等、普及・啓発活動を行う団体等への支援	男女共同参画の視点に立った研修や普及・啓発活動を行う団体等への支援を行います。	男女共同参画課 男女共同参画センター

【重点項目】

(3) 男女共同参画の視点でのメディア・リテラシーの向上

具体的な取組	内容	担当課
メディア・リテラシーに関する広報及び啓発の推進	学校教育や社会教育を通じて、インターネットを始め、さまざまなメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報の正・誤を見極めて活用できる能力の育成を図ります。	男女共同参画課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課
鳥取市男女共同参画センター「輝なんせ鳥取」講座の充実	メディア・リテラシーをテーマとした講座を開催し、広く市民等へ周知を図ります。	男女共同参画センター

【目標2】子どもの頃からの男女平等の推進

(1) 家庭、学校、地域が連携し、性別による固定的役割分担意識にとらわれず、個性を伸ばす施策の実施

具体的な取組	内容	担当課
園児や児童等の保護者に対する意識啓発	男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保育園や幼稚園、小・中学校 PTA 連合会などを通じて、園児や児童の保護者に対する意識醸成を図ります。	こども家庭課 学校教育課 生涯学習・スポーツ課

【重点項目】

(2) 子どもの頃から各世代にわたっての男女平等を推進する教育・学習の実施

具体的な取組	内容	担当課
小・中学校等における人権学習の充実	小・中学校等において、人権尊重を基盤とする男女平等意識の形成に向けた教育・学習を推進します。	学校教育課
市民大学や尚徳大学における講座の充実	家庭、学校、地域など社会全体で、性別による固定的役割分担意識の解消に向けた取組を推進するため、男女平等意識の形成に向けた講座を実施します。	生涯学習・スポーツ課

テーマ2 男女がともに活躍できる環境づくり …「女性活躍推進法」に定める市町村推進計

【目標3】働く場における女性の活躍推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解と取組の推進

具体的な取組	内容	担当課
働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業のPR	かがやき企業など、男女共同参画や女性の活躍推進に理解と意欲があり、働きやすい職場環境づくりなど、進んだ取組を行っている市内の企業を積極的にPRします。	男女共同参画課 経済・雇用戦略課
商工会議所や商工会等と連携した取組の推進	市内企業に対して、商工会議所や商工会などと連携し、ワーク・ライフ・バランスの理解促進や働きやすい職場環境づくりを推進する取組を行います。	経済・雇用戦略課

(2) ライフステージに応じた育児・介護支援の充実

具体的な取組	内容	担当課
本市の事業主行動計画※1を策定し、育児や介護を行う職員を支援する取組の推進	男女に関係なく、仕事と家庭生活の両立を図りながら、職員一人ひとりの能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を推進します。	職員課

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、事業主（民間事業者及び国・地方公共団体等）は、各職場における女性の活躍に関する状況を把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を「事業主行動計画」に定め、実行していくこととなっている。
国及び地方公共団体等は、特定事業主として行動計画を策定し、その取組が、公的部門として一般事業主（民間事業者）の取組を率先垂範することとなっている。

【重点項目】

(3) 男性の家事・育児・介護への参画促進

具体的な取組	内容	担当課
男性の家事・育児・介護への参画に向けた意識の醸成を図る取組の推進	男性が家事・育児・介護へ積極的に参画している体験記や、市内企業における先進事例や好事例などを広く紹介するとともに、経営トップのメッセージを発信する取組を進める。	男女共同参画課 経済・雇用戦略課

【重点項目】

(4) 女性の職域拡大と管理職への登用の促進

具体的な取組	内容	担当課
女性が活躍できる職場環境づくり	市内企業等に対して、女性が働きやすい労働条件や職場環境を整備するとともに、女性の職域拡大や管理職登用について、積極的に取組を推進します。	経済・雇用戦略課 企業立地・支援課
商工会議所や商工会等と連携した啓発事業の実施	働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対して、働きやすい職場環境づくりのための啓発を行います。	経済・雇用戦略課
本市の事業主行動計画を策定し、女性職員の管理職への積極的な登用	女性の視点や発想を市の施策に反映するため、早期からの人材育成と計画的な女性職員の登用を図り、女性職員の管理職への積極的な登用を進めます。	職員課

(5) 雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保

具体的な取組	内容	担当課
多様で柔軟な働き方を選択できる社会の実現に向けた啓発の推進	多様で柔軟な働き方を選択でき、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保に努めるよう、企業への啓発を推進します。	経済・雇用戦略課

(6) 農林水産業や商工業に女性が参画しやすい環境の整備

具体的な取組	内容	担当課
女性が働きやすい環境づくりや事業展開への支援	女性が働きやすい職場環境や施設整備に必要な支援を行います。また、 <u>スマート農業※1</u> 技術等を活用し、女性の一次産業への参画を推進します。	企業立地・支援課 農政企画課

※1 ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）やIoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業。

【目標4】地域・社会活動における男女共同参画の推進

(1) 議会や審議会等の政策・方針決定過程における女性の参画の推進

具体的な取組	内容	担当課
議会に対する女性の関心を高め参画できる機会の確保	議会や市政に対して関心を持ち、女性の参画を進めるため、市民を対象とした「議会報告会」への女性の参加を促します。	市議会事務局
市の政策・方針決定過程への女性の参画機会の確保	市政に多様な考え方を反映するため、市の審議会の委員等における女性登用率について目標設定するとともに、「女性人材バンク」などを活用し、さまざまな分野からの参画を促進します。	職員課 男女共同参画課

(2) 性別に関係なく地域・社会活動に参画できる機会の確保

具体的な取組	内容	担当課
地区公民館を活用し男女共同参画研修等の実施	男女共同参画の推進及び、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るため、地区公民館を活用し研修等を実施します。	協働推進課

テーマ3 男女間におけるあらゆる暴力の根絶 …「DV防止法」に定める市町村基本計画

【目標5】 男女間の暴力の発生を防ぐ環境整備

【重点項目】

(1) 性犯罪・性暴力を許さない環境整備

具体的な取組	内容	担当課
性犯罪・性暴力対策の取組に関する啓発	男女間におけるあらゆる暴力に関する正しい知識の普及と、その根絶に向けた啓発を行います。	人権推進課 男女共同参画課
若い世代へのDVに関する啓発講座の実施【新】	将来にわたり、DV（デートDV※1を含む）の加害者にも被害者にもならないために、学生等若い世代やその保護者に対し、DVに関する正しい知識と、お互いの人権を尊重できる関係について学ぶための講座を実施します。	人権推進課 男女共同参画課

※1 結婚していない親密な男女間での身体への暴力、言葉や態度による暴力のことを、配偶者からの暴力と区別して、一般的にデートDVと呼ばれている。婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力が起こるしくみもDVと同じ。

(2) 暴力の防止に向けた関係機関との連携

具体的な取組	内容	担当課
男女間におけるあらゆる暴力の防止に向けて、国・県・警察など関係機関及び地域との連携	国が示した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、県や警察など関係機関及び地域と連携した取組を進める。	男女共同参画課 協働推進課 こども家庭相談センター 学校教育課

【目標6】 被害者に対する支援の推進

【重点項目】

(1) 被害者が安心して相談できる体制づくり

具体的な取組	内容	担当課
関係機関との連携による相談体制の強化	被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワーク強化を図ります。	中央人権福祉センター こども家庭相談センター
被害者等に関する情報管理の徹底	被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取扱いを徹底します。	こども家庭相談センター

(2) いつでも、どこでも、だれでも相談できる環境整備

具体的な取組	内容	担当課
多様な相談方法の周知	夜間や休日でも被害者が迅速に必要な支援につながるよう、SNS相談やメール相談、オンライン面談、手話などの多様なコミュニケーション方法について周知します。	男女共同参画課 こども家庭相談センター
関係者からの通報等	被害者を発見した人が配偶者暴力相談支援センター又は警察へ通報するよう呼びかけることや、被害者を相談につなげるための取組を強力に進めます。	男女共同参画課 こども家庭相談センター

テーマ4 安全・安心に暮らせる社会づくり

【目標7】乳幼児から高齢者まで健康で豊かな生活を送るための支援

(1) 生涯を通しての健康づくり

具体的な取組	内容	担当課
健康寿命の延伸に向けた、健康づくりや疾病予防に自発的に取り組める環境整備	運動習慣の定着や歯の健康づくり、健診結果をもとに生活習慣を見直す保健指導など、いつまでもいきいきと元気に暮らせる取組を推進します。	健康・子育て推進課
妊産婦等の支援ニーズに応じた、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	母子保健相談等を実施し、出産や育児への不安の解消や支援ニーズの把握を行い対応するとともに、乳幼児虐待の早期発見、早期対応につながる取組を推進します。	健康・子育て推進課

(2) 地域包括ケアシステムの充実

具体的な取組	内容	担当課
地域包括支援センターの拡充と機能強化	高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の医療機関と介護事業者、さらに福祉関係者等との連携体制を構築し、高齢者の身体状況や希望に応じて、必要な医療・在宅介護・施設介護が切れ目なく利用できる体制を強化します。	長寿社会課

【目標8】だれもが安心して暮らせるまちづくり

(1) 高齢者・子ども・障がい者・生活困窮者等への支援

具体的な取組	内容	担当課
各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援事業の充実	「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「鳥取市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「鳥取市子ども・子育て支援事業計画」などを策定し、充実した各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を行います。また、パーソナルサポートセンターにおける生活困窮者の自立支援事業の充実に努めます。	中央人権福祉センター 長寿社会課 障がい福祉課 生活福祉課 こども家庭課 こども家庭相談センター 健康・子育て推進課
認知症サポーター養成講座の受講推進	認知症サポーターを増やすなど、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境整備に努めます。	長寿社会課
幼児期の教育や保育の受け入れ体制及び多様な子育て支援サービスの充実	幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育の受け入れ体制の整備に努めるとともに、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。	こども家庭課
病児・病後児保育の充実	病気または病気回復後にあり集団保育が困難な乳幼児を専門施設で一時的に預かる環境整備に努めます。	こども家庭課
ひとり親家庭への支援	母子父子自立支援員を配置するとともに、ハローワーク鳥取と連携した就労支援の実施や、住宅困窮者への市営住宅への優先入居制度による支援など、ひとり親家庭の生活の安定を図ります。また、ひとり親家庭の児童に対して学習の場を提供し、学習支援を行います。	こども家庭課 保険年金課 建築住宅課

(2) 外国人住民等への支援

具体的な取組	内容	担当課
外国人住民等に対する情報提供体制の充実	行政文書の平易化やウェブサイト・印刷物の多言語化推進などの取組により、外国人住民等に対する情報提供体制の充実を図ります。	文化交流課
外国人住民等に対する相談・支援体制の充実	行政窓口における多言語対応や多文化共生サポーター制度推進などの取組により、外国人住民等に対する相談・支援体制の充実を図ります。	文化交流課
地域における多文化共生意識の醸成	国際理解講座や多文化交流フェスタ開催などの取組により、地域における多文化共生意識の醸成を図ります。	文化交流課

【重点項目】

(3) 性的マイノリティに関する理解促進

具体的な取組	内容	担当課
市民や企業等への広報や啓発活動の実施【新】	性的マイノリティについて理解を深めるため、市民や企業等への広報や啓発活動を積極的に展開します。	中央人権福祉センター 男女共同参画課 男女共同参画センター 経済・雇用戦略課
職員研修の充実	市職員が、性的マイノリティについて正しい知識を身に着け、職場内はもとより、家庭生活や地域の場でも理解ある対応を行うことができるよう、研修を実施します。	職員課 男女共同参画課

【目標9】男女共同参画の視点に立った防災活動の推進

(1) 防災に関する政策及び方針決定過程における女性参画の推進

具体的な取組	内容	担当課
防災会議の委員として、女性の参画を促す取組	防災会議の委員を選出するにあたり、各団体等を代表して女性が参画できる仕組みづくりを進めます。	危機管理課

【重点項目】

(2) 女性の視点を取り入れた災害対応力の強化

具体的な取組	内容	担当課
女性の防災リーダーの育成	性別にかかわらず、各地域にある自主防災会活動へ積極的に参加してもらえよう、女性の防災リーダーを育成します。	危機管理課
女性の防災意識を高める研修の実施【新】	男女共同参画に関する活動を行う団体等の防災意識を高めるため、防災コーディネーターによる研修を行うなど、女性の視点を取り入れた災害対応力の強化を図ります。	男女共同参画課 危機管理課



第6章 プランの推進と点検・評価

1 プランの推進

本プランの推進にあたっては、男女共同参画社会の実現に向けて全庁を挙げて取り組むため、副市長を会長とし各部局長及び関係各課長等で構成する「鳥取市男女共同参画行政推進会議」において、関係部局間の連携調整を行います。

また、国・県等との連携強化に努めるとともに、本市はもとより中核市として圏域全体の男女共同参画推進に向けた取組を進めて行くため、他の自治体との交流や情報交換などに努めます。

2 プランの点検・評価

本プランを実効性のあるものとして推進するためには、プランに基づく取組の進捗状況とともに、プラン全体の成果を検証していくことが重要です。

計画期間の5年間、毎年、取組状況等を「鳥取市男女共同参画審議会」及び庁内の「鳥取市男女共同参画行政推進会議」に報告し、その進捗状況の点検・評価を行います。

また、本プランは、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等によっては、期間中であっても取組内容等を見直す場合があります。具体的な取組については、各年度の予算編成過程等において事業の検討を行い、必要に応じて新規事業の実施や修正等を行うこととします。



参考資料

1 諮問書・答申書

発総男女第23号
令和2年7月7日

鳥取市男女共同参画審議会
会長 米澤 洋子 様

鳥取市長 深澤 義彦

「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について（諮問）

平成28年3月に策定した「第3次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」の計画期間は令和2年度末までとなっており、この5年間の成果や課題を踏まえ、次期計画を策定することとしております。

つきましては、鳥取市男女共同参画推進条例（平成14年3月26日鳥取市条例第1号）第7条第3項の規定により、「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」についてご審議いただきますよう諮問します。

令和2年12月18日

鳥取市長 深澤 義彦 様

鳥取市男女共同参画審議会
会長 米澤 洋子

「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について（答申）

令和2年7月7日付け発総男女第23号をもって諮問のありました「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」について、当審議会において審議した結果、別紙のとおり答申します。

2 鳥取市男女共同参画審議会委員名簿

◎会長 ○副会長（敬称略／五十音順）

（令和2年12月18日現在）

氏名	所属	区分等
嶋田 耕一	鳥取商工会議所	関係機関(団体)等
周藤 明美	鳥取労働局雇用環境・均等室室長	関係機関(団体)等
田中 幸子	鳥取市小学校長会	関係機関(団体)等
田中 忠義	公 募	公 募
谷口 尚子	元鳥取市男女共同参画登録団体連絡会会長	学識経験者
徳田 純子	鳥取市男女共同参画登録団体連絡会会員	関係機関(団体)等
土橋 周美	鳥取市自治連合会副会長	関係機関(団体)等
中井 みずほ	Tottori Mama's 代表	関係機関(団体)等
○ 中嶋 大地	鳥取市公民館連合会理事	関係機関(団体)等
福田 克彦	公 募	公 募
藤田 浩二	連合鳥取東部地域協議会副議長	関係機関(団体)等
三谷 浩子	公 募	公 募
宮脇 浩介	鳥取県女性活躍推進課課長補佐	関係機関(団体)等
山崎 久美子	部落解放同盟鳥取市協議会女性部副部长	関係機関(団体)等
◎ 米澤 洋子	元小学校長	学識経験者

3 鳥取市男女共同参画審議会検討経過

区分	日程	審議内容等
第1回	令和2年 5月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度意識調査の結果報告 策定スケジュール等について
	令和2年 7月 7日(火)	市長から審議会へ諮問
第2回	令和2年 7月 7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 施策体系等について
第3回	令和2年 8月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組等について 市民政策コメント資料について
	令和2年 9月23日(水) から 令和2年10月20日(火) まで	市民政策コメントの実施
第4回	令和2年 11月26日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 市民政策コメントの意見等に対する市の考え方について 市民政策コメントによるプランの修正について
	令和2年 12月18日(金)	審議会から市長へ答申

4 鳥取市男女共同参画推進条例

(平成14年3月26日 鳥取市条例第1号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画に関する基本的施策(第7条—第15条)

第3章 鳥取市男女共同参画団体の育成及び支援(第16条—第20条)

第4章 鳥取市男女共同参画審議会(第21条—第28条)

第5章 雑則(第29条)

附則

女性と男性は、人として平等であり、互いの違いを認めつつ人権を尊重しなければならない。

鳥取市においては、人権を尊重する社会を目指して、人権尊重都市宣言(昭和62年)及び鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例(平成6年鳥取市条例第21号)を制定してきた。これらの人権尊重の取組の中で、男女共同参画については、鳥取市男女共同参画いきいきプランの策定をはじめとしたさまざまな取組を、国や鳥取県の男女共同参画社会づくり施策と連携を図りつつ、積極的に推進している。

しかしながら、性別による固定的役割分担意識、社会慣習、風習などにおいて、女性と男性の不平等が依然として根強く残っている。

これらの不平等な意識やそれに基づく社会慣行をなくし、あらゆる分野での男女平等とそれに向けての男女共同参画社会の実現を目指すためには、市、市民及び事業者等が協働して取り組むことが重要である。

また、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の急激な変化が進む中で、市民が真に豊かで潤いのある生活を実現するためには、女性と男性が共に、その個性と能力を発揮できる環境が整備されなければならない。

鳥取市において、すべての市民が自己の自由な意思で、性別にとらわれることなく、対等な立場に立って、家庭、職場、地域などのあらゆる活動に参画し、社会に貢献できる新しい生活文化を構築することが、今強く求められている。

女性と男性が、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにし、並びに市の施策の基本的事項を定めることにより、市、市民及び事業者等が協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で対等な構成員として活動し、参画する機会が確保されることにより、女性と男性が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 男女共同参画団体 男女共同参画の推進に関する活動を行う団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る女性と男性の間の格差を改善するため必要な範囲内において、女性と男性のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利を問わず事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として女性と男性の人権が尊重されるよう推進されなければならない。

- (1) 女性と男性が、性別による差別的取扱いを受けないこと。
- (2) 女性と男性の互いの性が尊重され、女性と男性の性と生殖に関する健康と権利が認められること。
- (3) 女性と男性が、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (4) 女性と男性が、性別による固定的な役割分担を反映した制度及び慣行を改善し、自己の意思で活動できること。
- (5) 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (6) 女性と男性が、家庭生活において対等な役割を果たし、家庭生活における活動と経済活動、地域活動その他の社会活動とを両立して行うことができること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国際社会や国内の情勢を踏まえ、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画推進施策の実施に当たっては、市民及び事業者等と協働して取り組むよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画推進施策に市及び事業者等と協働して取り組むよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動等に関し、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者等は、男女共同参画推進施策に市及び市民と協働して取り組むよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画に関する基本的施策

(鳥取市男女共同参画計画)

第7条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定による鳥取市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「鳥取市男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、鳥取市男女共同参画計画の策定に当たっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるように適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、鳥取市男女共同参画計画の策定に当たっては、鳥取市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、鳥取市男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、鳥取市男女共同参画計画の変更について準用する。

(年次報告)

第8条 市長は、毎年、男女共同参画推進施策の実施状況を鳥取市男女共同参画審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置等)

第9条 市長は、男女共同参画を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画を推進するための拠点となる施設を設置するものとする。

2 前項に規定するもののほか、市は、男女共同参画に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(相談窓口の設置)

第11条 市は、国及び鳥取県との適切な役割分担の下に、女性の人権の侵害等に対応するための相談窓口を設置し、他の相談に対応する機関と連携を取り、相談者に対して必要に応じた支援を行うものとする。

(普及活動)

第12条 市は、基本理念に対する理解を深めるために必要な広報活動その他の普及活動を実施するものとする。

2 市は、学校教育をはじめとする家庭、地域、職場等あらゆる分野の教育を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

3 市は、基本理念に対する市民及び事業者等の関心と理解を深めるため、鳥取市男女共同参画週間を設けるものとする。

(附属機関等の委員の構成)

第13条 市長その他の市の執行機関（水道事業管理者及び病院事業管理者を含む。以下「市長等」という。）は、附属機関等の委員の構成において、女性と男性の均衡を図るよう努めなければならない。

2 市長等は、前項の均衡を図るため必要と認めるときは、研修その他の積極的改善措置を講ずるものとする。

(調査研究及び公表)

第14条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、男女共同参画に関する調査研究を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者等が基本理念についての理解を深めるため、前項による調査研究の結果を公表するものとする。

(関係機関との連携)

第15条 市は、男女共同参画施策の策定及び実施に当たり、必要に応じて関係機関と連携を取りながら行うものとする。

第3章 鳥取市男女共同参画団体の育成及び支援

(男女共同参画団体の登録制度)

第16条 市長は、男女共同参画団体を育成し、及び支援するため、当該男女共同参画団体の名称、活動内容等を登録し、財政的支援その他の必要な措置を講ずることができる。

(登録手続)

第17条 男女共同参画団体が前条に規定する登録を受けようとするときは、規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の登録の申請をした男女共同参画団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

- (1) 営利を目的としているとき。
- (2) 主たる構成員が市民ではないとき。
- (3) 構成員の資格の取得及び喪失に関して、不当な条件を付しているとき。
- (4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを活動の主たる目的としているとき。
- (5) 政治上の主義を推進し、支援し、又はこれに反対することを活動の主たる目的としているとき。
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを活動の目的としているとき。

3 市長は、第1項の規定により申請があったときは、これを審査し、前項各号のいずれかに該当するものを除き、男女共同参画団体を登録するものとする。

（登録の取消し）

第18条 前条第3項の規定により登録を受けた男女共同参画団体（以下「登録団体」という。）は、登録の必要がなくなったとき、又は登録の要件に適合しなくなったときは、速やかに規則で定める取消届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する取消届が提出されたときは、速やかに当該登録団体の登録を取り消すものとする。

3 市長は、登録団体が前条第2項各号のいずれかに該当したとき、又は登録団体の活動がなされないときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、あらかじめ鳥取市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

（活動状況の報告）

第19条 登録団体は、毎年度、活動状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。

（情報提供）

第20条 市長は、登録団体について当該登録団体の名称、活動内容その他必要な情報を市民に提供するものとする。

第4章 鳥取市男女共同参画審議会

（設置）

第21条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、鳥取市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 審議会は、次の職務を行う。

- (1) 鳥取市男女共同参画計画の策定に当たり意見を述べること。
- (2) 男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について建議すること。
- (3) 男女共同参画推進施策の進捗状況について意見を述べること。
- (4) 第18条第3項の規定による登録団体の登録の取消しに当たり意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について意見を述べること。

（組織）

第23条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 登録団体の構成員
- (3) 公募による者

3 審議会の男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 審議会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

第24条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力要請)

第26条 会長は、審議会が所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、市長等に対し、参考資料の提出、説明その他必要な協力を要請することができる。

2 市長等は、前項の要請を受けたときは、その要請に応じなければならない。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(審議会への委任)

第28条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(以下、略)

5 男女共同参画都市宣言

(平成16年10月7日)

男女共同参画都市とっとり宣言

わたしたちは、美しい鳥取砂丘をはじめ山と海、清らかな水と緑に恵まれ、豊かな自然のなかで歴史と文化を育んできました。

そしていま、「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」の新たな歩みを始めるにあたり、すべての人びとの人権尊重と男女平等を基本理念に、市民と行政が協働して「男女共同参画都市」とすることを高らかに宣言します。

- 1 ひとりひとりの違いを認め合い、魅力ある個性と能力を発揮し、自分らしく生きられる豊かなまちをつくります。そこに男女共同参画の夢が広がります。
- 1 さまざまな立場にあるだれもが対等な構成員として、差別なくあらゆる分野に参画し、協働するまちをつくります。そこに男女共同参画の希望がうまれます。
- 1 多様な人びとが受け入れ合い、つながりあって共生する社会をめざし、優しさや潤いのあるまちをつくります。そこに男女共同参画の未来がひらけます。
- 1 家庭や職場、地域などにおいて、性別による不平等な意識と慣習・制度をなくし、みんなが支え合い協力するまちをつくります。ここに男女共同参画の社会が育まれます。
- 1 子どもも大人も、だれもが健康で安心して暮らせる平和・人権・福祉・環境を大切にしたいまちをつくります。そして、わたしたちは、ここ鳥取から男女共同参画のまちづくりを発信します。

6 本市のこれまでの取組

年	鳥取市の取組
平成3年 (1991年)	教育委員会社会教育課に女性・青少年係設置し、女性団体の育成やリーダー養成などを推進
平成10年 (1998年)	女性行政の窓口として企画部企画課に女性政策係設置 庁内組織として鳥取市女性行政推進会議（現：鳥取市男女共同参画行政推進会議）設置
平成11年 (1999年)	鳥取市女性行動計画「鳥取市男女共同参画いきいきプラン」策定
平成13年 (2001年)	企画部企画課に男女共同参画室設置
平成14年 (2002年)	男女共同参画の推進に関する基本理念や市・市民・事業者の責務などを定めた「鳥取市男女共同参画推進条例」制定 鳥取市男女共同参画審議会設置 男女共同参画団体登録制度の登録団体で構成する「鳥取市男女共同参画登録団体連絡会」の発足 企画部に男女共同参画課設置 福祉文化会館内に男女共同参画活動拠点「鳥取市男女共同参画センター“輝なんせ鳥取”」開設
平成15年 (2003年)	男女共同参画課を総務部人権政策監に組織改変
平成16年 (2004年)	「第15回男女共同参画全国都市会議 in とっとり」開催 全国に向けての男女共同参画社会実現に対する決意表明「男女共同参画都市とっとり宣言」を宣言
平成18年 (2006年)	「鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定
平成20年 (2008年)	「鳥取市男女共同参画シンボルマーク」作成
平成23年 (2011年)	「第2次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定
平成25年 (2013年)	総務部人権政策監人権推進課男女共同参画室に改組
平成28年 (2016年)	「第3次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定 総務部人権政策監男女共同参画課（現：総務部人権政策局男女共同参画課）に改組
令和2年 (2020年)	「鳥取市男女共同参画センター“輝なんせ鳥取”」鳥取大丸5階へ移転
令和3年 (2021年)	「第4次鳥取市男女共同参画かがやきプラン」策定

7 世界、日本、鳥取県のこれまでの動き

年	世界（国連等）	日本	鳥取県
昭和50年 (1975年)	国際婦人年（目標：平等、発展、平和） 国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	
昭和54年 (1979年)	第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議（コペンハーゲン） 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択		
昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和59年 (1984年)	「国連婦人の10年」の成果を検討し評価するためのエスキャップ地域政府間事前会議（東京）		
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」の制定 「民法」「国籍法」の改正 「女子差別撤廃条約」批准	「鳥取県婦人基本計画」策定
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成2年 (1990年)	国連婦人の地位委員会拡大会議		
平成3年 (1991年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次改定 「育児休業等に関する法律（育児休業法）」制定	「第2次鳥取県女性基本計画（とっとり女性プラン）」策定
平成5年 (1993年)	世界人権会議（ウィーン）	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」制定	
平成6年 (1994年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	
平成7年 (1997年)	第4回世界女性会議（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）に改正	
平成8年 (1996年)		男女共同参画推進連絡会議（えがりてネットワーク）発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	「第3次鳥取県女性基本計画（とっとり男女共同参画プラン）」策定
平成9年 (1997年)		男女共同参画審議会設置 「介護保険法」公布	

年	世界（国連等）	日本	鳥取県
平成 11 年 (1999 年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行	
平成 12 年 (2000 年)	「国連ミレニアム宣言」採択 国連特別総会「女性 2000 年 会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」制定 「ストーカー行為等の規制等 に関する法律」（ストーカー規制 法）制定	「鳥取県男女共同参画推進条 例」制定
平成 13 年 (2001 年)	「ミレニアム開発目標」策定	男女共同参画審議会設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律」 (DV 防止法) 制定	「鳥取県男女共同参画センタ ー（よりん彩）」開設 「鳥取県男女共同参画計画」 策定
平成 14 年 (2002 年)		アフガニスタンの女性支援に関 する懇談会開催	
平成 15 年 (2003 年)		「女性のチャレンジ支援策の推 進について」男女共同参画推進 本部に決定 「次世代育成支援対策推進法」 及び「少子化社会対策基本法」 制定	
平成 17 年 (2005 年)	国連「北京+10」世界閣僚級 会合（ニューヨーク）	男女共同参画基本計画（第 2 次）閣議 決定 「女性の再チャレンジ支援プラ ン」策定	
平成 18 年 (2006 年)		「女性の再チャレンジ支援プラ ン」改定	
平成 19 年 (2007 年)		「仕事と生活との調和（ワー ク・ライフ・バランス）憲章」 「仕事と生活の調和推進のため の行動計画」策定	「第 2 次鳥取県男女共同参画 計画」策定
平成 20 年 (2008 年)		「女性の参画加速プログラム」 男女共同参画推進本部決定	
平成 21 年 (2009 年)		「育児・介護休業法」改正	
平成 22 年 (2010 年)	国連「北京+15」記念会合 （ニューヨーク）	「第 3 次男女共同参画基本計 画」策定	
平成 23 年 (2011 年)	「ジェンダー平等と女性のエン パワメントのための国連 機関（UN Women）」正式 発足		
平成 24 年 (2012 年)	第 56 回国連婦人の地位委員 会「自然災害におけるジェン ダー平等と女性のエンパワ メント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活 性化行動計画」策定	「第 3 次鳥取県男女共同参画 計画」策定
平成 25 年 (2013 年)		「配偶者暴力防止法」改正 「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の中核に 「女性の活躍推進」が位置付け られる	
平成 26 年 (2014 年)		「日本再興戦略」改訂 2014 に 「『女性が輝く社会』の実現」 が掲げられる	

年	世界（国連等）	日本	鳥取県
平成 27 年 (2015 年)	第 3 回国連防災世界会議（仙台）「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 国連サミット「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）採択	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）制定 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	
平成 28 年 (2016 年)		「女性の活躍推進のための開発戦略」策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	「鳥取県女性活躍推進計画」策定 「第 4 次鳥取県男女共同参画計画」策定
平成 29 年 (2017 年)	第 61 回女性の地位委員会 「変化する仕事の世界における女性の経済的エンパワメント」採択	おとう飯始めようキャンペーン開始	「鳥取県女性活躍推進計画」改訂
平成 30 年 (2018 年)		「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 「女性活躍推進法」改正	
令和元年 (2019 年)	UN Women がロヒンギャに多目的女性センターを設置	「女性活躍推進法」改正	
令和 2 年 (2020 年)		「女性活躍加速のための重点方針 2020」決定 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定	「鳥取県性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」策定 「第 2 次鳥取県女性活躍推進計画」策定

8 関係法令

◆男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日 法律第78号)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(以下省略)

◆女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

(平成27年9月4日 法律第64号)

目次

第一章	総則（第一条—第四条）
第二章	基本方針等（第五条・第六条）
第三章	事業主行動計画等
第一節	事業主行動計画策定指針（第七条）
第二節	一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
第三節	特定事業主行動計画（第十九条）
第四節	女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
第四章	女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
第五章	雑則（第三十条—第三十三条）
第六章	罰則（第三十四条—第三十九条）
	附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等に

より、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等 (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定め

られた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する

募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（以下省略）

◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

（平成 13 年 4 月 13 日 法律第 31 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、

裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞（しゆう）恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、凶画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(以下省略)

9 用語解説

行	用語	解説
あ行	M字カーブ	<p>日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。</p> <p>これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する（せざるを得ない）女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。</p>
さ行	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	<p>自らの意思によって働く女性の、個性と能力が十分に発揮されるよう基本方針を定め、事業主行動計画等の策定を促し、女性が活躍するために解決すべき課題に対応する効果的な取組等を規定した法律。</p>
	性的指向	<p>性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。</p>
	性的マイノリティ（LGBT）	<p>同性愛者、両性愛者、生まれた時の「身体の性別」と自覚する「心の性別」が一致しない人などのこと。</p> <p>LGBTとは、性的指向（Lesbian女性の同性愛者、Gay男性の同性愛者、Bisexual両性愛者）や、性自認（Transgender「身体の性」と「心の性」が一致しない人）の頭文字を組み合わせた言葉。</p>
た行	第4次男女共同参画基本計画	<p>国が男女共同参画社会基本法に基づき、令和7年度末までの「基本的な考え方」と、令和2年度末までの「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めた計画。</p>
	DV	<p>ドメスティック・バイオレンス（domestic violence）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力はもちろん、性的、心理的暴力を含む。</p>
	デートDV	<p>結婚していない親密な男女間での身体への暴力、言葉や態度による暴力のことを、配偶者からの暴力と区別して、一般的にデートDVと呼ばれている。婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力が起こるしくみもDVと同じ。</p>
	鳥取市人口ビジョン	<p>本市の人口の現状を分析し、めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示したもの。（令和3年3月改訂予定）</p>

は行	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	<p>配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。</p> <p>被害者の対象は、配偶者（事実婚、元配偶者も含む。）からの暴力被害者、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係（元交際相手も含む。）にある者からの暴力被害者。</p>
	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律	<p>それぞれの事情に応じた多様な働き方をを選択できる社会の実現を目指して、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置が講じられた。</p>
	8050 問題	<p>高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯の生活上の問題。</p>
ま行	メディア・リテラシー	<p>メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。</p>
わ行	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	<p>仕事と家庭生活の両方を充実させることにより、相乗効果を生み出すという考え方。</p>